

イネカメムシ防除薬剤補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水稻に被害を与えるイネカメムシの被害を防ぐため、予算で定める範囲内においてイネカメムシ防除事業に要する薬剤費用の一部を吉見町農作物病虫害防除協議会が補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 吉見町内のほ場に、イネカメムシの防除を行う耕作者に対して、対象薬剤費用の一部を補助する。ただし、対象薬剤は、農林水産省に登録されているものに限り、かつ、購入した薬剤に記載されている適正量に相当する額を限度とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、10aあたり1回目836円、2回目604円を上限とし、実費相当とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、(以下「申請者」という。)は、防除薬剤補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添付して、会長に申請しなければならない。

- (1) 散布ほ場一覧
- (2) 対象薬剤を購入したことが分かる領収書・納品書の写し等。
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 交付申請の回数は、年1回を限度とする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請書兼請求書兼実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは、交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年8月1日から施行する。